

岐阜市前金払取扱要綱

平成15年 3月20日決裁
改正 平成27年 3月31日決裁
改正 平成28年 7月28日決裁
改正 平成30年 5月25日決裁
改正 令和 2年 5月12日決裁
改正 令和 3年 3月 5日決裁
改正 令和 7年10月28日決裁

前金払取扱要綱（昭和28年7月9日決裁）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事（以下「建設工事」という。）並びに測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び工事監理業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。）の適正かつ円滑な施工を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第1項の規定による前金払（以下「前金払」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（前金払の対象）

第2条 前金払は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを対象とする。

- (1) 建設工事 設計金額が500万円以上のもの
- (2) 建設工事に係る委託業務 設計金額が300万円以上のもの

（前金払の告知）

第3条 前金払の対象となる建設工事及び建設工事に係る委託業務については、入札公告又は指名通知の際、前金払の対象となる旨を表示するものとする。

（前払金の支払基準）

第4条 前金払は、建設工事及び建設工事に係る委託業務の適正な施工に寄与するとともに事業を円滑に促進させるため、真に必要と認めた場合に限るものとする。

- 2 前金払は、歳計現金の許す範囲内において一般支払その他の状況を斟酌して行うものとする。
- 3 前払金の額は、建設工事にあつては請負金額の10分の4以内とし、建設工事に係る委託業務にあつては契約金額の10分の3以内とする。ただし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事（建設工事に限る。）は、既に支払った前払金に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。ただし、その額は、当該工事の請負金額の10分の2以内とし、既に支払った前払金との合計額を請負金額の10分の6以内とするものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(前払金の請求等)

第5条 前払金の支払を受けようとする受注者は、請求書（前払金にあつては様式第1号、中間前金払による前払金（以下「中間前払金」という。）にあつては様式第2号）に保証証書（岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第11条第2項に規定する前払保証事業会社（以下この条において「前払保証事業会社」という。）による前払金の保証に係る契約を締結したことの証書をいう。）を添付し提出するものとする。この場合において、市長が必要と認めたときは、受注者は、前払保証事業会社に提出する使途内訳明細書の写しを提出しなければならない。

- 2 前項の保証証書は、市の使用に係る電子計算機と前払保証事業会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続する方法により提供される当該前払保証事業会社の電子証明書等の閲覧システムにおいて保証証書の内容を確認することができる措置が講じられた場合には、添付することを要しない。
- 3 中間前金払を受けようとする受注者は、第1項に規定する請求書を提出する前に、中間前払金認定請求書（様式第3号）により、前条第4項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を市長に対し請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求があつたときは、直ちに同項の認定の審査を行い、当該認定の結果を中間前払金認定調書（様式第4号）により当該認定を請求した者に通知するものとする。

(前払金及び中間前払金の使途)

第6条 受注者は、前払金及び中間前払金について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものの以外のものの支払に充当してはならない。

- (1) 建設工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額
- (2) 建設工事に係る委託業務 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額（当該業務の内容に測量業務を含む場合は、機械器具の賃借料、交通通信費及び修繕費に相当する額を含む。）

(前金払及び中間前金払の変更)

第7条 設計変更その他の理由により契約金額が増減する場合は、その割合により前金払及び

中間前金払をする金額を変更することができる。

(部分払)

第8条 前金払が行われた建設工事について部分払を請求するときは、その額を次の式により算定する。

部分払の額 $\leq$ 出来形部分相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負金額})$

- 2 前項の規定による請求は、請求書（様式第5号）によるものとする。
- 3 中間前金払が行われた工事については、部分払はできないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は部分払ができるものとし、その額は当該各号に定めるものとする。
 - (1) 複数年度に係る建設工事（債務負担行為に基づくものを含む。）に係る特例として、当該年度の支払限度額の年割額（最終年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年割額に対応する工事出来高が当該年割額の9分の10を超えた場合 当該年度の支払限度額を限度とした額から前払金額及び中間前払金額を減じた額
 - (2) 中間前金払をした建設工事が請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合、天候の不良等受注者の責めに帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合 次の式により算定した額

出来形部分相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負金額}) - \text{中間前払金額}$

(前払金及び中間前払金の返還)

第9条 請負契約の解除があった場合（天災その他受注者の責めに帰することのできない不可抗力による場合を含む。）は、支払うべき額から前払金及び中間前払金を控除することにより精算するものとする。この場合において、支払済みの前払金及び中間前払金になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額を直ちに返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の岐阜市前金払取扱要綱の規定は同日以降に入札の執行に係る公告若しくは通知をし、又は見積書の提出を依頼する案件から適用するものとする。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改正後の岐阜市前金払取扱要綱の規定は、平成28

年4月1日以降に契約を締結した案件から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、改正後の岐阜市前金払取扱要綱の規定は、同日前に契約を締結した案件についても適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、改正後の岐阜市前金払取扱要綱の規定は、同年4月1日以降に契約を締結した案件から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行し、改正後の岐阜市前払取扱要綱の規定は、同日前に契約を締結した案件についても適用する。

請 求 書

金 円也

ただし、（工事又は業務名）

請負代金前払金

参考額		
1 金	円	請負金額
2 金	円	上記の 割（割合）の金額

上記のとおり請負金の前払を請求します。

※ 併せて保証証書を提出するか、又は前払保証事業会社の閲覧システムにおいて保証証書の内容を確認することができるようにすること。

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（あて先） 岐阜市長

請 求 書

金 円也

ただし、（工事名）

工事請負代金中間前払金

参考額		
1 金	円	請負金額
2 金	円	前払金受領額
3 金	円	今回中間前払金請求額
4 金	円（2+3の額）	1の額の 割（割合） の金額

上記のとおり請負金の前払を請求します。

※ 併せて保証証書を提出するか、又は前払保証事業会社の閲覧システムにおいて保証証書の内容を確認することができるようにすること。

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（あて先） 岐阜市長

年 月 日

（あて先）

岐 阜 市 長

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

中 間 前 払 金 認 定 請 求 書

年 月 日付けで契約締結した下記の工事について、岐阜市前金払取扱要綱第5条第3項の規定により、中間前払金を受ける要件を具備していることを認定されるよう請求します。

工 事 名	
工事場所	
工 期	
請負代金額	
摘 要	

様式第4号（第5条関係）

中 間 前 払 金 認 定 調 書

契約の相手方 所在地 商号又は名称 代表者職氏名				
工 事 名				
工事場所				
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
請負代金額				
要件を満たしている状況を、工期の経過、工程の進捗及び出来形の別に記載する。				
摘 要				

上記の工事について、その進捗を調査したところ、岐阜市前金払取扱要綱第4条第4項に規定する中間前払金を受ける要件を具備していることを認定します。

年 月 日

岐阜市長

請 求 書

金 円也

ただし、（工事名） 工事第 回出来形部分払金

参考額			
1	金	円	請負金額
2	金	円	出来形部分相当額 (出来形率 %)
3	金	円	上記の9分金
4	金	円	前払金受領額
5	金	円	出来形部分に相応する前払金額
6	金	円	前回までの部分払受領済額
7	金	円	今回請求額

上記のとおり請求します。

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

（あて先） 岐阜市長

1 「出来形部分に相応する前払金額」の算式は、出来形部分相当額×前払金額÷請負金額とする。

2 「前回までの部分払受領済額」は、前回までに部分払を請求した額（受領した額）の合計額（前払金受領は含まない。）とする。

3 「今回請求額」は、出来形部分相当額の9分金から1と2と減じた額とする。